

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について

1 要旨

9月8日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「With コロナに向けた政策の考え方」が決定されるとともに、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更された。

2 「With コロナに向けた政策の考え方」の概要

- ・ 感染症法上の措置について、高齢者・重症化リスクのある者に対する適切な医療の提供を中心とする考え方に転換し、新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立をより強固なものとした、With コロナに向けた新たな段階に移行する。
- ・ 移行に当たっては、再度、大規模な感染拡大が生じうることも想定し、国民ひとりひとりの自主的な感染予防行動の徹底をお願いするとともに、高齢者等重症化リスクの高い者を守るとともに、通常医療を確保するため、保健医療体制の強化・重点化を進めていく。
- ・ オミクロン株対応ワクチンについて、10月半ばを目途に、初回接種（1・2回目接種）を完了した12歳以上の全ての者に対する接種の開始を想定し準備する。

3 国の基本的対処方針の主な変更内容

(1) 発生届の対象者の見直し（全数届出の見直し）

- ・ 感染法上で定める発生届の対象者について、4類型（65歳以上、入院、治療薬の投与又は新たな酸素投与、妊娠）に限定し、令和4年9月26日より全国一律で適用する。
- ・ 発生届の対象外となる者が安心して自宅療養をできるようにするため、以下の必要な環境を整備する。
 - (i) 抗原定性検査キットのOTC化（インターネット等での販売を解禁）
 - (ii) 体調悪化時等に連絡・相談できる健康フォローアップセンターの全都道府県での整備・体制強化
 - (iii) 必要に応じて、宿泊療養や配食等の支援が可能になるようにする
- ・ HER-SYS の追加機能により、医療機関の患者数及び健康フォローアップセンターの登録者数を集計することで感染者の総数の把握（全数把握）を継続する。

(2) 陽性者の自宅療養期間の見直し

- ・ 自身による検温、高齢者等重症化リスクのある者との接触や感染リスクの高い行動を控えることを前提に、以下のとおり短縮
 - (i) 有症状の場合、発症から7日間かつ症状軽快後24時間に変更（ただし、現に入院している場合は10日間）
 - (ii) 無症状の場合、5日目の抗原定性検査キットによる検査により陰性であった場合、5日間に変更
- ・ 陽性者に対する外出自粛要請は引き続き行うが、症状軽快後24時間経過後又は無症状の場合には、自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品の買い出しなど必要最低限の外出を許容する。